

平成29年6月22日

関係各位

笠岡市農業委員会
会長 濱田 英世

露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領の周知について（依頼）

平素から笠岡市の農政推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度笠岡市農業委員会では「露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領」を制定いたしました。この要領の制定によって、露天施設への転用のうち、長期的な使用が確実と認められるもの以外については、まずは3年以内の一時転用の申請をしていただき、期間終了までに農地に戻していただくか、その後も継続して露天施設として使用する場合は一時転用の期間終了直前に再度転用（恒久転用）の申請をしていただくようになります。この要領について、平成29年6月6日に制定・施行し、平成29年8月19日以降の転用許可申請分（第7回農業委員会への申請分）から適用いたします。

つきましては、貴協会所属の関係者へ周知くださいますよう、お願いいたします。なお、要領及び簡単な資料を同封しておりますので、御確認ください。

【問い合わせ先】

笠岡市農業委員会事務局
(笠岡市産業部農政水産課内)

TEL : 0865-69-2143

FAX : 0865-69-2185

露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領概要

○【恒久転用が認められる場合】に該当するものを除き、露天施設を目的とした農地転用申請は3年以内の一時転用の取扱いとし、原形復旧を要するものとする。

【恒久転用が認められる場合】

- ・ 開発許可、墓地埋葬法許可、産業廃棄物処理施設設置許可など他法令の許可が必要な施設設置のための転用
- ・ 病院・店舗などの事業者がその施設に附属して、全面舗装した駐車場などの長期使用が確実に見込まれる転用
- ・ 自己所有地の自己使用目的での転用
- ・ 農業用施設の設置のための転用
- ・ 申請地に接する集落に居住（事業実施）する者が業務上利用する転用（住所地・事業所から300m以内）

★手続きの流れ★

【一時転用後、期限までに原形復旧】

3年以内の一時転用申請 → 許可 → 露天施設に転用 → 露天施設として使用
〈原形復旧の施工基準1～4〉 〈工事完了まで3ヶ月ごと状況報告〉 〈6ヶ月後、1年後、1年ごとに状況報告〉
〈原形復旧誓約書〉
→ 原形復旧
〈状況報告〉

【一時転用で使用し、その後恒久転用】

3年以内の一時転用申請 → 許可 → 露天施設に転用 → 露天施設として使用 →
〈原形復旧の施工基準3～4〉 〈工事完了まで3ヶ月ごと状況報告〉 〈6ヶ月後、1年後、1年ごとに状況報告〉
〈3年間使用誓約書〉
→ 期限が切れる直前に恒久転用申請 → 許可 → 露天施設として恒久使用（地目変更可能）
※許可後3年以内に用途を変更する場合は転用事業計画変更申請が必要